

緊急通報システム事業

うるま市では、1 人暮らしの高齢者もしくは高齢者のみの世帯に対して、24 時間対応可能な緊急通報システムを設置することで、日常生活の安全の確保と不安を解消することを目的としたサービスを提供しています。

1. 利用条件（下記の条件のどちらかを満たしている方が対象です。）

- (1) 在宅で 1 人暮らしをしている 65 歳以上の虚弱な高齢者であること
- (2) 65 歳以上の高齢者のみの世帯でどちらかが虚弱な高齢者であること

※「虚弱な高齢者」とは…心臓、腎臓疾患や高血圧、糖尿病、慢性喘息などの病気があったり、体力が低下している高齢者で日常生活上注意を要する方など（※要診断書）

2. サービス内容

- 緊急通報システムを設置し、定期的に連絡することで日常生活の安全の確保と不安を解消します。
- 24 時間体制で緊急通報を受けつけ、必要に応じて協力員への連絡や救急車の要請を行います。
- ※機器の設置費用は、うるま市が負担します。
- ※通報時（緊急・相談ボタン押下後）の通話料はかかりませんが、月々の基本料金や通話料は、利用者負担となります。

3. サービス利用の流れ

①申し込み

サービスの利用を希望される場合には、緊急通報システム事業の申請手続きが必要です。

【提出書類】

- ① 申請書（※協力員を 2 名以上確保する必要があります）
- ② 診断書
- ③ 誓約書
- ④ 登録明細書
- ⑤ 承諾書（※借家・アパートの場合）
- ⑥ 利用調査票（※申請時聴取作成）

※その他状況に応じ提出が必要な書類がある場合があります。
詳しくは窓口にてご確認ください。

②利用審査

申請書類を審査し設置の可否を決定します。

③利用決定

利用の可否決定後、その旨申請者に通知します。決定した場合は、委託事業所より設置の日程調整の連絡があります。

裏面もご覧ください

4. 注意事項

- 原則、家族・協力員は、申請者において2名以上確保する必要があります。
- 緊急通報システム導入後に、住所・電話番号・家族・協力員等に変更がある場合は、すみやかにうるま市役所 介護長寿課へ届け出てください。届出がない場合、サービスの利用に支障をきたすおそれがあります。
- 緊急通報システム機器の設置・撤去工事費についてはうるま市が負担します。
- 通報時（緊急・相談ボタン押下後）の通話料はかかりませんが、月々の基本料金や通話料は、利用者負担となります。
- 機器（ペンダント含む）を紛失・破損した場合には、
実費での弁償となりますのでご注意ください。

～お問い合わせ先～

うるま市役所 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208